

役員選考内規

- 1 規約第11条に定める役員の選出を円滑に進めるため、役員候補者の選考はこの内規に定めるところによる。
- 2 会長は、総会で推挙する。
- 3 副会長は、当年度および次年度全日本中学選手権競漕大会開催地の現職校長各1名、中部ボート連盟現職理事長、(公社)日本ボート協会 1名を含め若干名とする。
副会長は職指定とし、任期中に人事異動等により変更を生じても選任手続を行わず、本務と同時に就任願うこととするが、これによりがたい場合は同職務者と同様に中学校ボート活動に熱意があるボート関係者に就任願う。
- 4 理事長は、「加盟校」の常勤教員のなかから、漕歴・指導歴を勘案し、正副会長において予め候補者を協議、内定する。
- 5 副理事長は、地域間のバランスに配慮しつつ理事長選考に準じて行う。
正副理事長は、理事による互選とするが、活動が困難である実情から、当分の間空席とする。これに代えて理事のなかから事務局長1名を選出、日常業務を処理する。
- 6 理事は、「加盟校」及び「全中大会」前主催団体を母体とし、「加盟校」理事は国体のブロック単位に1名、理事長選考に準じて行い、「全中大会」前主催団体が推薦する理事は、中部ボート連盟 普及部長1名および、愛知県ボート協会 普及部長1名とする。
加盟校選出の理事は、各ブロックの漕艇(ボート)部指導教員の互選(1名)による届け出制とする。
- 7 事務局長は、当分の間、「全中大会」前主催団体が推薦した理事が兼ねる。
- 8 監事は、「全中大会」前主催団体(中部ボート連盟) 監事1名と、中学校または中学校設置者に在籍する漕艇にかかる学識経験者1名とする。
- 9 この内規は、2015年7月18日から施行する。

[改正歴]2003年4月1日改正

2006年7月28日改正

2008年7月25日改正(第3号議案 役員規約の改正)

2009年7月24日改正

2015年7月18日改正

以上